

令和8年2月27日

## シンガポール向け輸出殻付き家きん卵の生産農場の認定等に係る手続

シンガポール向けに殻付き家きん卵を輸出するにあたっては、輸出を希望する採卵農場が認定要件（別紙1）に基づき農林水産省による認定を受けた上で、輸出される殻付き家きん卵が輸出条件（別紙2）を満たす必要がある。

### 1 定義

本手続において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「家きん」とは、鶏、あひる、うずら又は七面鳥をいう。
- (2) 「殻付き家きん卵」とは、家きんの殻付き生鮮卵であって、人の食用に供されるものをいう。
- (3) 「生産農場」とは、シンガポール向けに殻付き家きん卵の輸出開始を希望する採卵農場をいう。
- (4) 「認定農場」とは、シンガポール食品庁又は農林水産省消費・安全局動物衛生課に認定された採卵農場をいう。
- (5) 「畜産主務課等」とは、都道府県の畜産主務課又は家畜保健衛生所をいう。
- (6) 「動物衛生課」とは、農林水産省消費・安全局動物衛生課をいう。
- (7) 「動物検疫所」とは、農林水産省動物検疫所をいう。
- (8) 「SE」とは、サルモネラ・エンテリティデイスをいう。
- (9) 「申請者」とは、シンガポールに殻付き家きん卵を輸出しようとする者をいう。
- (10) 「申請書類等」とは、別紙様式1の農場認定申請書及び別紙様式2の誓約書並びに添付書類をいう。

### 2 認定の手続

#### (1) SE管理計画の策定

生産農場の所有者は、畜産主務課等と相談の上、「鶏卵のサルモネラ総合対策指針」（平成17年1月26日付け第8441号農林水産省消費・安全局衛生管理課長通知）及び次の①から③までの事項を踏まえ、生産農場におけるSE管理計画を策定すること。

- ① 全ての家きん舎について、年に4回以上SE検査を受け、当該検査のうち、1回以上は畜産主務課等が採材すること。なお、検査機関については、次のアからウまでのいずれかとする。

ア 家畜保健衛生所

イ 食品衛生法上の登録検査機関（食品衛生法上の登録検査機関について：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoku/shokuhin/jigyousya/kikan/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/shokuhin/jigyousya/kikan/index.html)）のうち、SE検査を実施可能な機関

ウ ア及びイに準ずる検査能力を有し、内部精度管理及び外部精度管理が適切に行われている検査機関

② 検査サンプルは、家きんのふん便やちり等を含め、各家きん舎全体から採材すること。

③ 雛及び飼料を導入する際には、SEについて陰性であることを確認すること。

## (2) 畜産主務課への申請

生産農場の所有者は、別紙1の要件を満たしていることを確認した上で、申請書類等を作成し、畜産主務課宛てに提出する。

## (3) 畜産主務課等による審査

申請書類等を受け付けた畜産主務課は、家畜保健衛生所と連携し、書類審査及び現地調査により申請内容を確認の上、認定に支障がないと認めたときは、動物衛生課に申請書類等を電子媒体で提出する。

## (4) 動物衛生課による認定

申請書類等を受け付けた動物衛生課は、書類審査を行うとともに、必要に応じて現地調査を実施し、認定に支障がないと認めたときは、当該農場をシンガポール向け輸出殻付き家きん卵を生産する農場として認定した上で、認定番号を付与し、畜産主務課に連絡する。

## (5) 認定農場の公表

(4)の認定後、認定農場は動物検疫所のウェブサイト上に掲載される。

# 3 認定後の事務等

## (1) 認定農場の定期確認

畜産主務課等は、認定農場に現地調査を行うこと等により、当該認定農場が別紙1の要件を満たしていること及びSE管理計画を適切に実施していることを原則年1回以上確認すること。その際、要件を満たしていない事項又はSE管理計画が適切に実施されていないことが確認された場合は、畜産主務課等は当該認定農場に対し、是正措置を講じるよう指示を行うとともに、動物衛生課へ是正措置等の詳細を報告すること。

## (2) 認定後のSE管理計画運用

- ① 認定農場の所有者は、策定した管理計画に従い、SE検査を実施すること。
- ② 認定農場の所有者は、検査結果について記録を作成し、作成した日から起算して少なくとも1年以上保管すること。
- ③ 畜産主務課等は、(1)で規定する定期確認において、②の記録を確認すること。

**【認定後にSEが摘発された場合】**

- (ア) 認定農場の所有者は、速やかに畜産主務課等へ報告するとともに、申請書類等の記載事項に従い、オールアウト等による清浄化を図ること。
- (イ) (ア)の報告を受けた畜産主務課等は、当該認定農場の所有者等からの求めに応じ、適切に指導・助言を行うとともに、動物衛生課に報告すること。
- (ウ) 動物衛生課は報告内容を精査し、当該認定農場における清浄化対応が不十分と判断した場合には、(6)に基づく認定の取消しを行う場合がある。

(3) 変更の届出

- ① 認定農場の所有者は、別紙様式1の農場認定申請書に記載される1の会社詳細、2の農場情報、4のSE管理計画に関する情報及び5の使用水に関する情報を変更しようとする場合には、別紙様式3に必要な応じて関係書類を添えて、畜産主務課宛てに届け出ること。なお、SE管理計画の記載事項の変更に当たっては、事前に畜産主務課等に相談すること。届出を受けた畜産主務課は内容を審査し、必要な応じて現地調査を行い、変更にし支えない場合には、当該届出書類を動物衛生課宛てに提出すること。
- ② 動物衛生課は、必要な応じて現地調査を行い、変更にし支えない場合には、畜産主務課を通じて当該農場の所有者にその旨通知すること。
- ③ 当該届出が認定農場の名称又は所在地の変更に係るものである場合、動物検疫所のウェブサイト上に掲載している認定農場リストが更新される。

(4) 認定取下げの届出

- ① 認定農場の所有者は、認定農場が別紙1に掲げる要件に適合しなくなった場合又は殻付き家きん卵のシンガポール向け輸出を行わないこととした場合には、別紙様式4により畜産主務課宛てに、当該認定の取下げを届け出ること。届出を受けた畜産主務課は、当該届出を動物衛生課宛てに提出すること。
- ② 動物衛生課は、①により提出された書類を受け付け後、速やかに動物検疫所のウェブサイト上に掲載される認定農場リストから当該農場を削除すること。

(5) 認定の取消し

- ① 認定農場が次のア又はイに該当することが判明した場合には、動物衛生課は、認定を取り消すことができる。
  - ア 別紙1の要件に適合しないことが判明したとき。
  - イ 認定農場の所有者が、虚偽その他不正な方法で申請等を行ったことが判明したとき。
- ② 認定取消しを行ったときは、動物衛生課は畜産主務課を通じて当該農場の所有者に連絡するとともに、動物検疫所のウェブサイト上に掲載している認定農場リストから当該農場を削除する。

### 生産農場及び認定農場の要件

生産農場及び認定農場は、次の(1)から(9)までの全ての要件を満たすこと。

- (1) 飼養衛生管理基準を遵守していること。
- (2) 野外で飼養していないこと。
- (3) 単一種かつ単一生産タイプの家きん(例：採卵鶏)のみ飼養していること。
- (4) 原則として、家きん舎においては、当該家きん舎ごとに同一日齢の家きん群を飼養し、オールイン・オールアウト方式を実施すること。オールイン・オールアウト方式を実施しない場合には、家きん群ロット管理及び機材の洗浄・消毒が適切に実施される等オールイン・オールアウト方式に準じる管理が行われていること。
- (5) 家きん舎内で敷料を使用している場合は、当該敷料をかび等の発生のない良好かつ乾燥した状態に保つこと。
- (6) 死体及び廃棄物(排せつ物及び敷料を含む。)の処理を適切に実施すること。
- (7) 次の①から⑩までを作成し、最終作成日から起算して少なくとも1年以上保管すること。
  - ①ワクチン接種計画
  - ②動物用医薬品及びワクチンの使用記録
  - ③生産記録(家きん飼養羽数、とう汰羽数及び死亡率を含む。)
  - ④飼料及び飼料添加物の使用記録
  - ⑤検査機関の報告書(SE管理計画に則った検査の結果等)
  - ⑥ペストコントロール記録(ねずみ及び害虫駆除対策の記録等)
  - ⑦トレーサビリティ記録(出荷記録等)
  - ⑧発生した疾病の記録
  - ⑨洗浄及び消毒の記録
  - ⑩家きんの導入元に関する記録
- (8) 飼料の群間移動を行っていないこと。
- (9) 飼料、動物用医薬品、農薬その他の資材の使用にあたっては、シンガポールの法律である食品販売法(Sales of Food Act)の付属規定である食品規則(Food Regulations : <https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1>)に定められている基準を遵守すること。また、微生物汚染の防止に必要な衛生管理を行い、輸出する殻付き家きん卵が同規則に定める微生物学的基準を満たすことを保証すること。

## シンガポール向け殻付き家きん卵の輸出条件

シンガポール向け輸出殻付き家きん卵は、認定農場由来のものであり、かつ、次の(1)から(8)までの全ての条件を満たす必要がある。

- (1) 我が国において、高病原性鳥インフルエンザ（家畜伝染病予防法第2条において家畜伝染病と定義するものに限る、以下「HPAI」という。）が家畜伝染病予防法第12条の2に基づく通報の対象疾病であること。
- (2) HPAIについて、次の①又は②のいずれかに該当すること。
  - ① 我が国において、HPAIに係る防疫措置の完了から28日が経過しており、かつ、その後HPAIが発生していないこと。
  - ② HPAIの発生により、シンガポール向けの家きん由来製品に対する輸出検疫証明書の交付が一時停止中ではない都道府県に由来する家きんから得られた殻付き家きん卵であること。
- (3) 認定農場は、次の①及び②に該当すること。
  - ① SE管理計画に則って、輸出前1年間に実施した検査が陰性であること。
  - ② ニューカッスル病（家畜伝染病予防法施行規則第1条の2に基づき、病原性が高いとされるものに限る。）が輸出前3か月間発生していないこと。
- (4) 無精卵であること。
- (5) 十分に発達した殻を有し、かつ、清潔で新鮮であって、人の食用に適するものであること。
- (6) 適切に消毒された包装材により衛生的に包装されていること。
- (7) 健康を害する添加物や着色料が添加されていないこと。
- (8) 輸出前7日以内（貨物が日本を出発する日から起算して7日以内）に交付された輸出検疫証明書が添付されていること。

### 留意事項

- (ア) 認定農場の所有者等は、シンガポール向け輸出殻付き家きん卵に係るシンガポールの関連規定で定める基準及び規格について自ら情報収集を行い、当該関連規定を満たしていることを確認すること。
- (イ) シンガポール向け輸出殻付き家きん卵を取り扱う選別包装施設は、管轄する都道府県、保健所設置市又は特別区による計画的な監視指導を受けており、食品衛生法に適合していること。
- (ウ) 由来する認定農場の特定のため、認定番号が個別にラベリングされているこ

と。なお、ラベリングのガイドライン（Labelling Requirements for Food：<https://www.sfa.gov.sg/food-information/labelling-packaging-information/labelling-guidelines-for-food-importers-manufacturers>）を参照すること。

(エ) シンガポール向け輸出殻付き家きん卵を冷蔵コンテナで輸送する場合は、輸送の間、当該殻付き家きん卵がシンガポール到着時に衛生的で新鮮な状態に保たれる温度が維持されていること。

なお、シンガポール食品庁からは、殻付き家きん卵について、コールドチェーン管理を行うことが推奨されていることに留意すること。

(別紙様式1 農場認定申請書様式)

年 月 日

都道府県畜産主務課長 殿

申請者 住所  
氏名  
(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

シンガポール向け輸出殻付き家きん卵生産農場認定申請書

シンガポール向け輸出殻付き家きん卵を生産する農場として認定を受けたいので、下記のとおり添付資料を添えて申請します。

記

1 会社詳細

会社名	
会社所在地	
代表者	
電話番号	
メールアドレス	

2 農場情報

農場名	※認定農場リストに記載される名称となります。 (英語表記) (日本語表記)
農場所在地	※認定農場リストに記載される所在地となります。 (英語表記) (日本語表記)
農場管理獣医師	氏名： 雇用形態：自社／委託 ※獣医師免許証写しを添付すること。 ※委託の場合はその契約書等写しも添付すること。

緊急連絡先	所属： 役職： 名前： 連絡先（電話及びメールアドレス）：
鶏舎数	※図面で鶏舎毎に鶏舎タイプを明記すること。 ウインドウレス鶏舎： 棟 セミウインドウレス鶏舎： 棟 開放式鶏舎： 棟 その他（ ）： 棟
冷却システム	※該当するものに○をつけること。 ※複数選択可。（図面で鶏舎毎にどの冷却システムを導入しているか明記すること） トンネル換気／クーリングパッド／ミストスプレー装置 ／その他（ ）
飼養方式	※該当するものに○をつけること。 ※複数選択可。（図面で鶏舎毎にどの飼養方式を導入しているか明記すること） ケージ飼い（段数：_____段、ケージあたりの羽数：_____羽） ／平飼い／その他（ ）
鶏舎単位でのオールイン・オールアウト	※該当するものに○をつけること。 実施している／実施していない
	（実施している場合） 空舎期間： 鶏舎の洗浄・消毒方法の詳細：
	（実施していない場合） 導入・出荷方式の詳細： 鶏舎の洗浄・消毒方法の詳細：

※添付資料：

- ア．農場周辺 3 km の環境が分かる縮尺の地図（家きん関連施設をプロットすること。）
- イ．農場レイアウト図（面積、各設備の名称、鶏舎番号、衛生管理区域の範囲、作業者、製品及び廃棄物の動線を明記すること。）
- ウ．農場の写真（以下について必要に応じて説明を付けて添付すること。）
- ①鶏舎外観
  - ②鶏舎内観
  - ③給餌システム（タンク、パイプ等。保管から給餌までの流れがわかるようにすること。）
  - ④給水システム（井戸、貯水タンク、水処理装置、パイプ、ニップル等。水源から給水までの流れがわかるようにすること。）
  - ⑤集卵システム（ベルト、コンベア等）
  - ⑥鶏糞処理システム（コンベア等）
  - ⑦ケージ（ケージ飼いの場合）

- ⑧敷料（使用している場合）
- ⑨換気システム（ファン、クーリングパッド等）
- ⑩車両消毒設備
- ⑪衛生管理区域に出入りする際の更衣室、シャワー室、踏み込み消毒槽
- ⑫鶏舎入口の消毒設備
- ⑬衛生管理区域への部外者及び野生動物侵入対策設備（柵、塀、ゲート等）
- ⑭鶏舎への野生動物侵入対策設備（防鳥ネット等）
- ⑮排水設備（流れの全体像がわかり、十分な排水ができていことがわかるようにすること。GPセンターがない等の理由で自然排水の場合はその旨を説明すること。）
- ⑯ペストコントロール（殺鼠剤、粘着シート等）
- ⑰廃棄物処理システム（死鶏、糞便、農場廃棄物について、処理の流れがわかるようにすること。）

### 3 飼養家さんに関する情報

鶏群詳細						
鶏舎番号	週齢	羽数	品種	SE 検査の最終サンプルリング日	SE 検査のサンプル種類と検査結果	備考
導入元			由来農場名： 由来農場所在地： 品種：			
導入日齢			_____日齢			
採卵日齢			約_____日齢～_____日齢			
廃鶏日齢			_____日齢			
1 か月あたりの農場全体での鶏卵生産数			現在：_____個／月 最大：_____個／月			

※添付資料：直近のSE検査結果

#### 4 サルモネラ・エンテリティディス (SE) 管理計画に関する情報

SE に対するワクチン	※該当するものに○をつけること。 実施している／実施していない	
ワクチン接種を実施している場合、以下を記載すること。		
日齢	ワクチン名	投与方法
検査機関	※該当するものに○をつけること。 ア 家畜保健衛生所  イ 食品衛生法上の登録検査機関のうち、SE 検査を実施可能な機関 (厚生労働省ウェブサイト： <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/shokuhin/jigyousya/kikan/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/shokuhin/jigyousya/kikan/index.html</a> ) 検査機関名： _____  ウ ア及びイに準ずる検査能力を有する検査機関 検査機関名： _____ ※ウの場合、内部精度管理及び外部精度管理が適切に行われていることを示す資料（精度管理試験への参加記録等）を添付すること。	
サンプルが SE 陽性だった場合の対応	※各サンプルの検査結果確定までの流れ、出荷の停止、殺処分、鶏糞、卵、飼料等の廃棄、空舎期間、再導入前の検査等について記載すること。 ※危機管理に係る SOP 等の文書がある場合はその添付でも可。 ※投薬を実施する場合は、投薬方法、投薬により十分な治療効果が得られたと判断する基準、十分な治療効果が得られなかった場合の対応等についても記載すること。	
採材プログラム	次ページの表に記載すること。	

※添付資料：SE管理計画書

採材プログラム

対象	サンプルタイプ	方法/場所	サンプル数	頻度	採取する者	検査対象	鶏卵のサルモネラ総合対策指針への準拠 (準拠していれば○をつけること)
初生ひな (到着時)							
ひな～採卵鶏 (採材プログラムに応じて日齢等で分類し記載すること。)							
飼料 (導入時)							
その他 ( )							

## 5 使用水に関する情報

供給元	※該当するものに○をつけること。 公共水道／井戸水／池／その他（ ）
(公共水道以外の場合) 塩素消毒実施の有無	※該当するものに○をつけること。 している(末端水栓における塩素濃度： ppm※)／して いない(野生動物対策： ) ※0.1ppm未満の場合は、野生動物対策を記載すること

## 6 廃棄物処理に関する情報

	処理、廃棄方法(焼却／埋却／ 堆肥化／販売等)	実施頻度
死亡鶏		
糞便		
敷料		
農場廃棄物		
その他( )		

## 7 衛生害虫等の駆除・忌避に関する情報

	駆除・忌避方法
ハエ	※該当するものに○をつけること。 ※複数選択可。 忌避剤／その他( )
げっ歯類	※該当するものに○をつけること。 ※複数選択可。 殺鼠剤／粘着シート／その他( )
野鳥	※該当するものに○をつけること。 ※複数選択可。 防鳥ネット／その他( )
野生動物	※該当するものに○をつけること。 ※複数選択可。 電気柵／その他( )
その他( )	

## 8 GPセンターに関する情報

野鳥侵入防止対策	※該当するものに○をつけること。 ※複数選択可。 防鳥ネット／その他 ( )
げっ歯類侵入防止対策	※該当するものに○をつけること。 ※複数選択可。 殺鼠剤／粘着シート／その他 ( )
所在地	※該当するものに○をつけること。 農場内／農場外 (農場外の場合) GPセンター名： 所在地：
同GPセンターを共有する農場	※該当するものに○をつけること。 あり／なし

	(ありの場合) 農場名： 所在地：
--	-------------------------

※添付資料：

ア. GPセンターのレイアウト図（各設備の名称及び作業者並びに卵の動線を記載し、汚染エリアと清浄エリアを色分け区分すること。）

イ. 卵の流れがわかる写真（以下について必要に応じて説明を付けて添付すること。）

- ① 入卵
- ② 洗卵
- ③ 乾燥
- ④ 殺菌
- ⑤ 検卵
- ⑥ 計量
- ⑦ 選別
- ⑧ 包装
- ⑨ 検査
- ⑩ 保管
- ⑪ 出荷

(別紙様式2 誓約書)

都道府県畜産主務課長 殿

## 誓 約 書

認定希望農場名 \_\_\_\_\_

シンガポール向け輸出殻付き家きん卵生産農場の認定申請にあたり、下記の事項を誓約します。

### 記

- 1 本農場では、飼料の群間移動を行わないこととします。
- 2 本農場では、飼料、動物用医薬品、農薬その他の資材の使用にあたっては、シンガポールの法律である食品販売法 (Sales of Food Act) の付属規定である食品規則 (Food Regulations) に定められている基準を遵守します。
- 3 本農場では、微生物汚染の防止に必要な衛生管理を行い、輸出する殻付き家きん卵は上記規則に定める微生物学的基準を満たします。

以上

年 月 日

申請者住所

氏名

(別紙様式3 認定農場の変更に係る届出)

年 月 日

都道府県畜産主務課長 殿

申請者 住所

氏名

(法人にあってはその所在地、名称、代表者の氏名)

シンガポール向け輸出殻付き家きん卵の認定農場の変更に係る届出

下記の認定農場の変更について届け出ます。

記

- 1 認定農場の施設番号、名称及び所在地
- 2 変更理由
- 3 変更予定年月日

4 変更事項

変更前	変更後

※適宜図面等書類を添付

(別紙様式4 認定農場の認定取下げに係る届出)

年 月 日

都道府県畜産主務課長 殿

申請者 住所

氏名

(法人にあってはその所在地、名称、代表者の氏名)

シンガポール向け輸出殻付き家きん卵の認定農場の認定取下げに係る届出

下記の認定農場の認定取下げについて届け出ます。

記

- 1 認定農場の施設番号、名称及び所在地
- 2 認定取下げ理由

(別紙1)

シンガポール向けに輸出される殻付き家きん卵に関する申告書

申告者（認定農場等）の名称及び住所

年 月 日

私（申告者）は、下記1の殻付き家きん卵について、下記2から4までの内容を満たしていることを申告します。

記

1 輸出する殻付き家きん卵の詳細

重 量： kg  
個 数： 個 ( eggs × packs)  
こうり数： ケース  
採 卵 日： 年 月 日  
認定農場の名称：  
所在地：  
認定番号：

上記の卵は、

- 2 高病原性鳥インフルエンザの発生のない都道府県に位置し、サルモネラ・エンテリティディスについて輸出前1年間に実施した検査で陰性であることが確認されている認定農場由来です。
- 3 十分に発達した殻を有し、清潔で新鮮であり、健康を害する添加物や着色料が添加されていない人の食用に適した無精卵です。
- 4 適切に消毒された包装材により衛生的に包装されています。

以上

日本国農林水産省  
輸出検疫証明書  
EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE  
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号  
Certificate NO.

申請者住所  
Address of applicant

発行年月日  
Date of issue

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)  
Name (In case of juridical person, state its title and name of representative)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染疾病の病原体をひろげるおそれがないことを証明する。

This is to certify that the undermentioned articles are free from any evidence of disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

物品の種類 Kind of article	
重量、個数又はこうり数 Weight, Nos. of package or containers	
商標 Trade Mark	
容器包装の種類 Kind of container or package	
荷送人住所氏名 Name and address of consignor	
荷受人住所氏名 Name and address of consignee	
とう載地及びとう載年月日 Date & place of shipment	
とう載船舶(航空機)名 Name of ship or flight	
検査実施年月日及びその状況 Date & condition of inspection	
備考 Remarks	See attached sheet.

農林水産省動物検疫所  
Animal Quarantine Service

(Official seal)

家畜防疫官  
Animal Quarantine Officer

氏名  
(Signature)

*Attached export quarantine certificate  
for table eggs to be exported to Singapore from Japan*

Health Certificate No.:

Date of issue:

No. of pieces:

I, the undersigned Official Animal Quarantine Officer, endorse the following:

- 1 Highly pathogenic avian influenza (HPAI) is a notifiable disease in Japan.
- 2  Japan has been free from HPAI for the past 28 days following a stamping out policy in accordance with Article 10.4.6 of OIE Terrestrial Animal Health Code.

OR;

- The table eggs were not derived from birds originating from XXXX prefecture.
- 3 The table eggs are unfertilized and derived from layer flocks kept in a farm accredited for the import of eggs by SFA, Singapore.

Name and address of the farm:

(農場名)

(所在地)

- 4 The farm where the eggs originate has been free from *Salmonella* Enteritidis, and no case of velogenic Newcastle disease has been diagnosed on the farm for the last three months prior to export.
- 5 The table eggs have a fully developed shell and were clean, fresh and fit for human consumption.
- 6 The table eggs have been handled and packed in appropriately sanitised packing materials and containers in a hygienic manner.
- 7 Additives and/or colouring matters injurious to health have not been added.

ANIMAL QUARANTINE SERVICE  
MINISTRY OF AGRICULTURE FORESTRY AND FISHERIES  
JAPANESE GOVERNMENT

Animal Quarantine Officer

\_\_\_\_\_  
(Signature)